

プール学院大学・プール学院大学短期大学部 体育館規程

(設置)

第1条 プール学院大学・プール学院大学短期大学部体育館（以下「体育館」という。）は、健全な体育・スポーツ活動の場として、プール学院大学・プール学院大学短期大学部（以下「大学」という。）の教育目標に資することを目的として設置する。

(所管)

第2条 体育館の管理および運営に関する責任者は学長とする。

(使用)

第3条 体育館は、次の用途に使用する。

- (1) 大学の行事
- (2) 正課体育授業
- (3) 課外体育活動
- (4) 教職員の体育活動
- (5) その他、大学が適当と認める活動

(休館日)

第4条 体育館の休館日は次のとおり

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の休日
 - (3) 大学が定めた日
- 2 大学が必要と認めたときは休館日における使用を許可することができる。

(使用時間)

第5条 体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 大学が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用順位)

第6条 体育館の使用については、正課体育実技の授業を優先し、課外活動のための使用は授業終了後とする。ただし、正課体育実技の授業に差し支えないときは、学生課の許可を得て使用することができる。

(使用許可)

第7条 体育館の使用については、所定の手続きに従って許可を受けなければならない。

(目的外使用および転貸の禁止)

第8条 体育館の使用は、許可を受けた目的以外に使用し、または許可を受けた者以外の者に全部もしくは一部を転貸してはならない。

(使用者の遵守義務)

第9条 使用者は、次の各号に定めることを遵守しなければならない。

- (1) 館内の設備を無断で変更し、または備品および用具を無断で使用しもしくは持ち出してはならない。
- (2) 館内においては、所定の場所以外で喫煙および飲食をしてはならない。
- (3) 清潔及び整頓を心がけ、特に火気および盗難に注意しなければならない。
- (4) 館内では体育館専用のシューズを使用しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者が施設および備品を破損または滅失したときは現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第11条 大学は、使用者が本規程および遵守義務に違反したときは、当該使用の許可を取りけし、また以後の使用を制限することができる。

2 大学は、前項の場合に使用者が受けた損害について補償の責を負わない。

(使用条件の変更又は取り消し)

第12条 大学において緊急に必要なときは、使用条件を変更し、または使用の許可を取り消すことができる。

(その他)

第13条 体育館使用に関する手続事項、その他管理上必要な細部事項を定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

附則

この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から改正施行する。